少年院においても、少年院法（平成26年法律第58号）第24条第２項に基づく特定生活指導の１つとして、犯罪又は刑罰法令に触れる行為により害を被った者及びその家族又は遺族の心情を理解しようとする意識が低い在院者に対して、犯罪被害者等の現状や心情を認識するとともに、犯罪被害者等に対する謝罪の気持ちを持ち、誠意を持って対応していくこと等を目的とした「被害者の視点を取り入れた教育」が行われている。

また、令和４年の刑事収容施設法及び少年院法の改正（令和５年12月１日施行）において、犯罪被害者等の心情等の考慮に係る規定が整備され、心情等の聴取・伝達制度が設けられた（刑事収容施設法第85条第３項及び第103条第４項、少年院法第23条の２第２項及び第24条第５項）。

さらに、刑事施設では、受刑者が作業報奨金を損害賠償に充当することが可能である旨の周知がなされている。

⑷　保護観察所における履行促進に資する取組等

保護観察所においては、第１次基本計画を受け、平成19年から、一定の重大な罪を犯した保護観察対象者に対して「しょく罪指導プログラム」を実施している。令和４年には、同プログラムを改訂し、その内容を充実させるとともに、実施対象を拡大して実施しており、犯罪被害者等に対する謝罪及び被害弁償に関する対応の状況や考えについて整理させるなどしている。

また、令和４年の更生保護法（平成19年法律第88号）の改正（令和５年12月１日施行）により、同法の規定によりとる措置は、犯罪被害者等の被害に関する心情や置かれている状況等を十分に考慮して行うこととされた（同法第３条）。

その具体的な措置についても、令和４年の同法の改正により、従前可能であった犯罪被害者等の心情等を保護観察対象者に伝達する場合に限らず、社会内で行う処遇に生かすため当該心情等を聴取する仕組みが設けられたほか（同法第65条第１項）、保護観察対象者に対する指導監督の方法として、犯罪被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう、必要な指示等の措置をとることが加えられるとともに（同法第57条第１項第５号）、被害を回復し又は軽減するためにとった行動の状況を示す事実について、保護観察官又は保護司に申告し又は当該事実に関する資料を提出することが、保護観察における遵守事項の類型に加えられた（同法第50条第１項第２号ハ）。

⑵　犯罪被害者等への経済的支援等

前記⑴のアプローチによる犯罪被害者等の損害回復には、なお課題が存在している現状に照らせば、経済的支援等の充実を図ることも重要である。この点、金銭給付による支援として、犯罪被害者等給付金による給付があるほか、治療費等の公費負担や社会保障による公的給付等、犯罪被害者等のニーズに応じた個別的給付も犯罪被害者等の損害回復に資するものとなる。

また、基本法は、住宅や雇用の観点からも犯罪被害者等に対する支援を求めており、これらは直接的な経済的支援ではないが、間接的に犯罪被害者等の生活基盤を支えるという意味において経済的支援となる。

ア　経済的負担の軽減

⑺　犯罪被害給付制度等

国が主体となる経済的支援制度については、直接給付の制度として犯罪被害給付制度がある。この制度は、被害の早期軽減・支援を目的（犯給法第１条）に、重大な犯罪被害を負った犯罪被害者等に対して一般財源から一時金を支給するものである。その給付要件については、他の公的給付等との均衡も考慮しながら、累次の改正により拡充がなされてきた上、「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会」[4]の提言を踏まえた制度改正により、給付水準が抜本的に強化された。その結果、他の公的給付制度と同水準の給付が可能になっている[5]。

一方で、犯罪被害者等からは、かねてより、前記第１の根底にあるニーズを埋め合わせるだけの抜本的な給付はなし得ないのか、あるいは、他の公的給付等との均衡を超えた給付はなし得ないのかという趣旨の要望があるが、これらについては、加害者に第一義的責任がある中での国の役割、他の公的給付等との均衡やその財源等に関わる容易に解決し難い検討課題が残っており、複数の有識者会議等を経たが、現状、一致した結論を得るに至っていない。

これとは別に、犯罪被害者等からは、犯罪被害給付制度に関し、①重傷病給付金について金銭による事後給付ではなく、病院の窓口負担がない形での給付とすること、②性犯罪被害者に関する給付を充実させること、③離婚後の父母が第１順位遺族となる場合の受給者の順位を見直すこと、④重傷病給付金の支給要件を拡大すること、⑤重傷病給付金の支給期間を延長することといった、個別の要望がある。これら要望の背景にある犯罪被害者等のニーズに向き合い、その負担が少しでも軽減されることを目指して、具体的施策に掲げたとおりの実施可能な取組から進めていく。

このほか、平成28年に議員立法（国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号））により成立した国外犯罪被害弔慰金等支給制度についても、在外公館（大使館、総領事館等）等において制度の対象者へ説明を行うほか、支給額の引上げの要望に対しては、犯罪被害給付制度とは質的に異なる面もあるところ、今後の議論に資するべく、諸外国における類似制度の調査を行う。

⑷　地方公共団体等による各種支援制度

地方公共団体が主体となる経済的支援制度については、現時点で全ての地方公共団体で導入されてはいないものの、直接給付の制度として見舞金等の制度がある。

ほかにも、医療費（特に性犯罪に係るもの）、カウンセリング費用、司法解剖後の遺体搬送費等に関し、各都道府県警察等が公費負担制度を運用している。

このような地方公共団体等が主体の取組についても、制度の内容等を調査しつつ、地方の実情に応じながらも、地域間格差を埋める努力を行う。

⑸　既存の社会保障等の制度

犯罪被害者等に特化した制度以外にも、生活困窮者への支援、子育て支援等、様々な切り口で、犯罪被害者等であるか否かにかかわらず、条件を満たせば利用できる社会保障等の制度があることから、条件を満たす犯罪被害者等がこれらを利用できるよう施策を講じる。特に、医療・生活・教育・納税の各分野について犯罪被害者等に配慮した制度運用の在り方が各制度所管省庁から既に示されており、適切に制度運用を行っていくことが、引き続き重要である。

イ　居住の安定

犯罪被害者等は、自宅やその近隣が被害現場となること等により、従前の住居に居住することが困難となった場合、それ自体が犯罪の被害として損害賠償の対象ともなり得るほか、一時避難場所の借上げやハウスクリーニングの費用を公費により負担するなどの経済的支援があるが、基本法は、金銭給付以外の支援として、居住の安定のために必要な施策を講ずることとしている（基本法第16条）。

とりわけ、公営住宅の優先入居等や、性暴力被害者等に対する自立支援について、具体的施策に掲げたとおり、犯罪被害者等の個別のニーズに応じつつ、地方公共団体において行われている各種住宅支援に係る人的・物的資源を最大限活用し、犯罪被害者等に寄り添った対応を行う。

ウ　雇用の安定

犯罪被害者等は、捜査機関からの出頭要請、裁判傍聴、証人出廷、刑事訴訟法上の被害者参加等のほか、行政窓口や民間等における各種手続等のため、自身の仕事に支障が生じるだけでなく、心身の不調等により就労を継続することができなくなるなど、雇用に関する様々な不利益を被る場合がある。これらの不利益に関し、基本法は、金銭給付以外の支援として、雇用の安定のために必要な施策を講ずることとしている（基本法第17条）。